

原 第 20 号
平成 28 年 6 月 29 日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

佐藤 暁 殿

北陸電力株式会社

原子力本部

原子力部長 高橋 敏

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の補正連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、別紙のとおり防災業務計画の補正を行いますので、ご連絡いたします。

なお、施行日は平成 28 年 7 月 1 日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

補正前	補正後	備 考
志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画	
平成28年4月 北陸電力株式会社	平成28年4月 北陸電力株式会社	法令上の修正手続きでないため変更しない

補正前			補正後			備 考
修 正 履 歴			修 正 履 歴			
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	補正理由を追記
—	H12. 6. 16	施行	—	H12. 6. 16	施行	
1	H13. 5. 29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	1	H13. 5. 29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	
2	H14. 9. 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	2	H14. 9. 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	
3	H16. 8. 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	3	H16. 8. 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	
4	H18. 3. 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	4	H18. 3. 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	
5	H19. 3. 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19. 3. 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H20. 3. 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H20. 3. 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H21. 2. 27	記載の適正化に係る修正	7	H21. 2. 27	記載の適正化に係る修正	
8	H22. 3. 15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正	8	H22. 3. 15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正	
9	H25. 3. 18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H25. 3. 18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
10	H25. 12. 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	10	H25. 12. 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
11	H26. 10. 22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	11	H26. 10. 22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
12	H28. 4. 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	12	H28. 4. 1 <u>(H28. 7. 1)</u>	原子力防災要員の見直し等に伴う修正 <u>(人事異動に伴う補正)</u>	

補正前	補正後	備 考
第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 社長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任する。 (1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括するとともに、次に掲げる職務を行う。 a. 別表－1又は別表－2に定める事象の発生について通報を受けた場合又は自ら発見した場合は、直ちに別図－3に定める経路にて通報し、防災体制を発令する。 b. 防災体制を発令した場合は、直ちに原子力防災要員及び原子力防災班員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図－4に定める経路にて報告する。 c. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。 d. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、石川県知事、志賀町長又は富山県知事から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められた場合は、これを行う。 e. 原子力防災要員及び原子力防災班員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。 f. 旅行又は疾病その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。 なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項は、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なす。 (2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は所長代理、発電部長、技術部長、保修部長、その他技術系特別管理職（当直長除く。）及び総務部長とし、次に掲げる職務を行う。 a. 原子力防災組織の統括について、上記の順位により原子力防災管理者を補佐する。 b. 原子力防災管理者が不在の場合は、上記の順位により、その職務を代行する。 (3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選(解)任の届出 社長は、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長及び富山県知事に7日以内に様式3に定める届出書により届け出る。	第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 社長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任する。 (1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括するとともに、次に掲げる職務を行う。 a. 別表－1又は別表－2に定める事象の発生について通報を受けた場合又は自ら発見した場合は、直ちに別図－3に定める経路にて通報し、防災体制を発令する。 b. 防災体制を発令した場合は、直ちに原子力防災要員及び原子力防災班員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図－4に定める経路にて報告する。 c. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。 d. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、石川県知事、志賀町長又は富山県知事から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められた場合は、これを行う。 e. 原子力防災要員及び原子力防災班員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。 f. 旅行又は疾病その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。 なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項は、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なす。 (2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は所長代理、発電部長、技術部長、保修部長、その他技術系特別管理職（当直長除く。）及び総務部長とし、次に掲げる職務を行う。 a. 原子力防災組織の統括について、<u>原則として</u>上記の順位により原子力防災管理者を補佐する。 b. 原子力防災管理者が不在の場合は、<u>原則として</u>上記の順位により、その職務を代行する。 (3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選(解)任の届出 社長は、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長及び富山県知事に7日以内に様式3に定める届出書により届け出る。	記載の適正化（柔軟に代行者を選任する記載へ変更）

補正前	補正後	備 考
第2節 附則 本計画は、<u>平成28年4月1日</u>から施行する。	第2節 附則 本計画は、<u>平成28年7月1日</u>から施行する。	施行日の変更

修正前	修正後	備 考
志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 別冊	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 別冊	

修正前

別図－１ 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数

発電所本部（統括管理） 本部長：原子力防災管理者（発電所長） 本部長代理：所長代理 副本部長：各部長、安全・品質保証室長 発電用原子炉主任技術者	<table> <tr> <td>情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名</td><td> 1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡 </td></tr> <tr> <td>総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名</td><td> 1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項 </td></tr> <tr> <td>救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名</td><td> 1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限 </td></tr> <tr> <td>広報班 (班長：部長(広報担当)) 原子力防災要員：4名</td><td> 1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報 </td></tr> <tr> <td>復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名</td><td> 1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検 </td></tr> <tr> <td>技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名</td><td> 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 </td></tr> <tr> <td>放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名</td><td> 1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定 </td></tr> <tr> <td>発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名</td><td> 1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持 </td></tr> </table>	情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡	総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項	救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名	1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限	広報班 (班長：部長(広報担当)) 原子力防災要員：4名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報	復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検	技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討	放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定	発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持
情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡																
総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項																
救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名	1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限																
広報班 (班長：部長(広報担当)) 原子力防災要員：4名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報																
復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検																
技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討																
放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定																
発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持																

〔体制図に記載の原子力防災要員数については、原子力災害対策活動に必要な最低限の人数であり、これ以外にも原子力防災要員を配置している。〕

修正後

別図－１ 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数

発電所本部（統括管理） 本部長：原子力防災管理者（発電所長） 本部長代理：所長代理 副本部長：各部長、安全・品質保証室長 発電用原子炉主任技術者	<table> <tr> <td>情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名</td><td> 1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡 </td></tr> <tr> <td>総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名</td><td> 1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項 </td></tr> <tr> <td>救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名</td><td> 1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限 </td></tr> <tr> <td>広報班 (班長：安全・品質保証室長) 原子力防災要員：4名</td><td> 1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報 </td></tr> <tr> <td>復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名</td><td> 1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検 </td></tr> <tr> <td>技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名</td><td> 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 </td></tr> <tr> <td>放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名</td><td> 1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定 </td></tr> <tr> <td>発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名</td><td> 1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持 </td></tr> </table>	情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡	総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項	救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名	1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限	広報班 (班長：安全・品質保証室長) 原子力防災要員：4名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報	復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検	技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討	放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定	発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持
情報班 (班長：技術部長) 原子力防災要員：7名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外避難の場合においては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡																
総務班 (班長：総務部長) 原子力防災要員：4名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救援対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項																
救護警備班 (班長：施設防護課長) 原子力防災要員：8名	1. 緊急時医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限																
広報班 (班長：安全・品質保証室長) 原子力防災要員：4名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報																
復旧班 (班長：保修部長) 原子力防災要員：31名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検																
技術班 (班長：技術課長) 原子力防災要員：2名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討																
放射線管理班 (班長：放射線安全課長) 原子力防災要員：6名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定																
発電班 (班長：発電課長) 原子力防災要員：18名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持																

〔体制図に記載の原子力防災要員数については、原子力災害対策活動に必要な最低限の人数であり、これ以外にも原子力防災要員を配置している。〕

備考

人事異動に伴う変更

修正前

修正後

備考

様式 4

様式 4

放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____	印 _____
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 _____ 式 _____
	設置場所 _____
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者 _____
	設置場所 _____
	検出される数値の把握方法 _____

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____	印 _____
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 _____ 式 _____
	設置場所 _____
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者 _____
	設置場所 _____
	検出される数値の把握方法 _____

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記載の適正化（誤記修正）